

《令和 7 年第 1 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和 7 年 2 月 21 日開会】

議案番号	件 名	提案説明要旨
報告第 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定める ことについて)	1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。 2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目 175 番 1 において、市職員が車両を駐車しようとした際、後方に止まっていた相手方車両に接触した。 (2) 事故発生日 令和 6 年 12 月 26 日 (3) 損害賠償額 78,606 円
報告第 3 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定める ことについて)	1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。 2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市大井字東台 638 番 6 付近において、相手方が事故発生場所付近を歩行していた際、市道上の横断側溝の破損したグレーチング蓋に足を取られ転倒し、右手の擦り傷及び右足の打撲を負った。 (2) 事故発生日 令和 6 年 8 月 25 日 (3) 損害賠償額 16,028 円
第 1 号議案	専決処分の承認を求める ことについて（令和 6 年 度ふじみ野市一般会計補 正予算（第 7 号））	1 専決処分理由 本補正予算は、物価高騰対策給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯）を支給するために編成した令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法（昭和

		22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 495 億 8,737 万 3 千円 補正予算額 5 億 4,434 万 4 千円 補正後の予算総額 501 億 3,171 万 7 千円
第 2 号議案	令和 6 年度ふじみ野市一般会計補正予算 (第 8 号)	1 総括 本補正予算は、決算見込みに基づき所要の整理を行うことを基本に編成するものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 501 億 3,171 万 7 千円 補正予算額 △5 億 7,873 万円 補正後の予算総額 495 億 5,298 万 7 千円
第 3 号議案	令和 6 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 総括 本補正予算は、決算見込みに基づき所要の整理を行うことを基本に編成するものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 98 億 7,828 万 9 千円 補正予算額 3,421 万 4 千円 補正後の予算総額 99 億 1,250 万 3 千円
第 4 号議案	令和 6 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 総括 本補正予算は、決算見込みに基づき所要の整理を行うことを基本に編成するものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 98 億 345 万 7 千円 補正予算額 △1,913 万 4 千円 補正後の予算総額 97 億 8,432 万 3 千円
第 5 号議案	令和 6 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 総括 本補正予算は、決算見込みに基づき所要の整理を行うことを基本に編成するものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 19 億 32 万 1 千円

		補正予算額 △3,614 万 7 千円 補正後の予算総額 18 億 6,417 万 4 千円
第 6 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	1 改正理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行に伴い、ふじみ野市手数料条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 (1) 本市が建築主となる小規模建築物の建築計画の場合は、市の建築主事のみが審査、検査等を行うと限られていたものが、建築基準法の一部改正により、民間の指定確認検査機関でも行うことができるようになった。この法改正に伴い、条文の整備を行う。 (2) 令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日と段階的に施行された建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正が、最終年度の令和 7 年 4 月 1 日に施行されることを踏まえ、審査等所要時間が変わる事務の手数料を改めるとともに、条文の整備を行う。なお、手数料の額については、埼玉県と同額にする（一部 300 m²未満を 300 m²以下と読み替える部分を除く）。 3 施行年月日 (1) 公布の日 (2) 令和 7 年 4 月 1 日
第 7 号議案	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例等の一部を改正する条例	1 改正理由 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行による児童手当法の改正に伴い、所要の改正を

		行うため、条例を改正するものです。 2 改正内容 (1) 児童手当法の改正に合わせ、引用規定を改正する。 (2) 独自利用事務の根拠規程の改正に合わせ、引用規定を改正する。 3 施行年月日 公布の日
第 8 号議案	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及びふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	1 改正理由 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、条文を整備するものです。 2 改正内容 刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮の刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されるため、関連する条例の一部を改正する。 3 施行年月日 令和 7 年 6 月 1 日
第 9 号議案	ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 公務員人事管理に関する報告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）を鑑み、子の看護休暇の対象拡大等の改正を行うものです。 2 改正内容 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校就学前から小学校 3 年生修了まで拡大する。 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を、3 歳未満から小学校就学前の子を養育する職員に拡大する。 育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴う条ずれの改正を行う。

		3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 10 号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例及びふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告等を鑑みた職員の給与改定等を行うものです。 2 改正内容 行政職給料表について、人事院勧告等を鑑みた改定を行う。また、改定された給料表に対応する切替表を設定する。 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止する。なお、緩和措置により、7 級以下の職員については、令和 7 年度配偶者に係る扶養手当は 3,000 円とする。 また、子に係る扶養手当を 13,000 円とする。なお、令和 7 年度子に係る扶養手当は 11,500 円とする。 暫定再任用職員（定年前再任用職員含む）に住居手当を支給する。 特定任期付職員の勤勉手当を創設し、期末手当年間支給月数を 1.90 月、勤勉手当年間支給月数を 1.75 月とする。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 11 号議案	ふじみ野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、同法律を参照していた本市職員等における海外出張に関わる所要の改正等を行うものです。 2 改正内容 国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、旅費の支給に関わる規定が国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定されることに伴い、所要の改正を行う。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 12 号議案	ふじみ野市予防接種健康被害調査委員会条例の一	1 改正理由 委員の任期を変更するため、ふじみ野市

	部を改正する条例	予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 委員の任期を 2 年とし、再任を妨げないよう改正する。 3 施行年月日 公布の日
第 13 号議案	ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	1 改正理由 令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告を鑑み、ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 扶養手当及び住居手当の支給資格について改正し、文言の整理をする。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 14 号議案	ふじみ野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、ふじみ野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、必要となる実務経験、学歴及び学科要件を改正する。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 15 号議案	ふじみ野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 利益の処分方法について改定するため、ふじみ野市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 事業運営の安定化を図るため、利益の処分方法を柔軟な方法に改める。 3 施行年月日

		公布の日
第 16 号議案	ふじみ野市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	1 改正理由 児童生徒以外の給食喫食者から実費相当の学校給食費を徴収するため、ふじみ野市学校給食センター設置条例の一部を改正するものです。 2 改正内容 条文から児童生徒と同額の費用を負担することに関する文言を削り、法令に基づき費用を経費に改める。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日
第 17 号議案	ふじみ野市立資料館条例の一部を改正する条例	1 改正理由 上福岡歴史民俗資料館及び大井郷土資料館を統合し、ふじみ野市立博物館を開設するため、ふじみ野市立資料館条例を改正するものです。 2 改正内容 令和 8 年 9 月 1 日に上福岡歴史民俗資料館及び大井郷土資料館を統合し、ふじみ野市立博物館を開設するため、題名・館の名称及び所在地を改める。 3 施行年月日 令和 8 年 9 月 1 日
第 18 号議案	令和 7 年度ふじみ野市一般会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 527 億 6,694 万 6 千円 (令和 6 年度当初予算額 470 億 7,038 万 2 千円)
第 19 号議案	令和 7 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 98 億 2,557 万 7 千円 (令和 6 年度当初予算額 98 億 7,259 万 9 千円)
第 20 号議案	令和 7 年度ふじみ野市介護保険特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 101 億 1,814 万円 (令和 6 年度当初予算額 95 億 57 万 1 千円)
第 21 号議案	令和 7 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 18 億 2,178 万 8 千円 (令和 6 年度当初予算額 18 億 9,870 万 6 千円)

第 22 号議案	令和 7 年度ふじみ野市水道事業会計予算	令和 7 年度ふじみ野市水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 1 収益的収入及び支出の予定額 収益的収入 21 億 6,258 万 6 千円 収益的支出 18 億 8,941 万円 2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 5 億 4,374 万円 資本的支出 8 億 8,193 万 7 千円
第 23 号議案	令和 7 年度ふじみ野市下水道事業会計予算	令和 7 年度ふじみ野市下水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 1 収益的収入及び支出の予定額 収益的収入 18 億 6,488 万円 収益的支出 18 億 439 万 7 千円 2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 11 億 59 万 5 千円 資本的支出 12 億 4,044 万 3 千円
第 24 号議案	ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負変更契約の締結について	1 提案理由 物価水準等の変動（全体スライド）により、ふじみ野市文化施設整備事業建設工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。 2 契約金額 変更前 11,169,950,000 円 変更後 11,314,837,600 円 3 契約期間 令和 2 年 6 月 15 日から令和 7 年 6 月 30 日まで 4 契約の相手方 三井住友・近藤・久米設計特定建設工事共同企業体 (1) 代表構成員 さいたま市大宮区吉敷町 1-103 三井住友建設株式会社北関東営業所 (2) 構成員 ア ふじみ野市上福岡 1-14-7 近藤建設株式会社 イ 東京都江東区潮見 2-1-22

		株式会社久米設計 5 工事場所 (1) 建替施設の建設工事 ア (仮称) 西地域文化施設 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号、 4 号 イ (仮称) 東地域文化施設 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号 (2) 既存施設の解体工事 ア 大井中央公民館 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号 イ 勤労福祉センター ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号
第 25 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員岸勇氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度同氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 岸 勇 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 26 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員久保田清氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度同氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 久保田 清 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 27 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会

		委員近藤広巳氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度同氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 近藤 広巳 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 28 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員原田一氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度同氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 原田 一 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 29 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員谷田峰男氏の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度同氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 谷田 峰男 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 30 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに新井正一氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。

		2 候補者名 新井 正一 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 31 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに有山茂幸氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 有山 茂幸 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 32 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに井上一浩氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 井上 一浩 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 33 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに内田晃生氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 内田 晃生 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

		まで
第 34 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに志摩勇氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 志摩 勇 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 35 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに島田智之氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 島田 智之 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 36 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに嶋田宏氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 嶋田 宏 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 37 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満

		了となるため、新たに堀井和幸氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 堀井 和幸 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 38 号議案	農業委員会委員の任命について	1 提案理由 令和 4 年 4 月 1 日に任命された農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となるため、新たに横山明仁氏を農業委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。 2 候補者名 横山 明仁 氏 3 任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
第 39 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 提案理由 令和 4 年 7 月 1 日に委嘱された人権擁護委員今井志子氏の任期が令和 7 年 6 月 30 日をもって満了となるため、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので市議会に意見を求めるものです。 2 候補者名 今井 志子 氏 3 任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで
第 40 号議案	ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について	1 提案理由 令和 7 年 4 月 1 日からふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブを設置するため、指定管理者の指定を行いたいため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。

		2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人ふじみ野市学童保 育の会 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日 まで
--	--	---